

社団法人 日本脳神経外科学会  
専門医認定制度に関する内規

平成 16 年 5 月 15 日制定

平成 17 年 10 月 4 日改正

平成 20 年 9 月 30 日改正

第 1 条 委員会

本制度の運営に関するすべての業務を行う。

1. 構成 委員長一名、副委員長若干名、委員若干名で構成する。
2. 委員 下記に定める指定訓練場所の脳神経外科専従者の長のうちから選出される。
3. 委員長 理事の中から委員の互選による。
4. 副委員長 委員の互選による。
5. 委員の任期 2 年とし重任を妨げない。
6. 認定会 年一回とし、その期日は委員会が決定し公示する。
7. 事務所 日本脳神経外科学会事務局におく。

第 2 条 専門医認定基準

1. 認定は委員の合議により決定される。
2. 下記の A・B 及び C の各項目の条件をみたすものについて委員会は資格審査を行い、筆記及び口頭の試験を課するものとする。
  - A 卒後臨床研修 2 年の後、社団法人日本脳神経外科学会認定の専門医のもとで通算 4 年以上所定の訓練場所で訓練を経たもの。この間少なくとも 3 年以上は脳神経外科臨床に専従するものとする。日本の医師免許証を有しない外国人医師は、所定の訓練場所で少なくとも 2 年以上脳神経外科の臨床に専従するものとする。尚関連学科についての訓練は脳神経外科医以外の適当な指導者についてもよい。関連学科とは神経内科学、神経放射線学、神経病理学、神経生理学、神経解剖学、神経生化学、神経薬理学、一般外科学、麻酔学等であり、これらの学科については脳神経外科診療に必要な程度の知識を修得することが要求される。
  - B 専門医を目指すものは平成 18 年度入会者以降日本脳神経外科学会が指定する研修記録帳（データファイル）に研修記録および研修到達目標を記入し、専門医認定委員会に提出しなければならない。研修症例は、20 例は外傷・奇形・機能的脳手術・脊髄脊椎疾患（各々 3 例以上合計 20 例）、20 例は腫瘍、20 例は動脈瘤・動静脈奇形の直達手術症例であることが望まれる。一訓練施設でこれらが満たされない場合は複数施設に訪問研修することが望ましい。
  - C 少なくとも 4 年以上社団法人日本脳神経外科学会の正会員であり、所属する指定訓練場所（A 項）の長である専門医が日本脳神経外科学会の認定を受ける資格があると認めたもの。また、少なくとも 2 年以上日本脳神経外科学会の賛助会員である外国人医師で、指定訓練場所の長が認定を受ける資格があると認めたもの。
  - D 外国において訓練の一部又は全部を受けた者についての資格審査は個別に専門医認

定委員会がこれを行う。

### 3. 訓練場所

社団法人日本脳神経外科学会認定の専門医が長である脳神経外科施設について認定委員会が審議の上指定する。

#### 1) 指定の基準

A 原則として年間脳神経外科手術100例以上(そのうち中枢神経系の腫瘍・動脈瘤・動静脈奇形の直達手術、合わせて30例以上(血管内治療を含む)。その内訳は少なくとも腫瘍10例以上、動脈瘤・動静脈奇形10例以上を含む)を行う施設。

B 当該施設においては専門医が2名以上おり、脳神経外科学的診断に必要な諸施設を有し、定期的にカンファレンス(臨床、C.P.C.、関連学科のセミナー等)を行っている施設。なお、専門医訓練場所として指定を受けようとするときには通算6年間の研修カリキュラムを専門医認定委員会に提出しなければならない。

[註]

C Aの条件を満たし得ない施設も、専門医が1名以上おり、年間脳神経外科手術30例以上を行う施設は、すでに指定を受けた他の訓練場所における訓練の一環として指定訓練場所と同等の取扱いを受けることができる。ただしこの場合、すでに指定を受けた訓練場所の長は、当該施設の特色、同施設内での訓練の内容、期間等について専門医認定委員会の承認を得るものとする。

[註] A項病院は単独または他のA項あるいはC項病院を関連施設として研修カリキュラムを組み訓練に当ることができる。

#### 2) 指定の方法

上記訓練場所の指定は専門医認定委員会が毎年に行うのを原則とする。ただし指定希望の申し出により随時審査を行うことができる。

### 第3条 専門医の登録、認定証の交付

認定されたものは所定の額の認定料を学会事務局に納入し、社団法人日本脳神経外科学会の専門医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

### 第4条 認定申請手続

次の書類を必要とする。

- (1) 認定申請書
- (2) 学歴、職歴を記入した履歴書
- (3) 医師免許証写
- (4) 経歴証明書(訓練場所の長である社団法人日本脳神経外科学会認定専門医による)
- (5) 発表論文・学会発表一覧表
- (6) 手術に直接関与した症例100例の一覧表(平成22年受験生からは研修記録帳を提出する)。受験に必要な各疾患の症例数は別途に定める。
- (7) 所定の手数料
- (8) 1～7までを指定の期日以内に認定委員会に提出する。

### 第5条 筆記試験の免除

筆記試験に合格し、口頭試問で不合格となったものは、翌年・翌々年の筆記試験を免除する。

#### 附則

- 1 本内規の変更については理事会の承認を必要とする。
- 2 本内規は平成15年12月4日より施行する。
- 3 第4条認定申請手続書類について平成18年度以降の入会者からは(2)、(4)、(5)、(6)を抹消し、あらたに(3)として、研修記録および到達目標評価を記入した研修記録帳に変更するものとする。

#### [ 註 ] 関連事項

- 1 . 日本の医師免許証を有しない外国人医師が外国で受けた訓練の資格審査については、本内規第2条の専門医認定基準2のD「外国において訓練の一部又は全部を受けた者についての資格審査は個別に専門医認定委員会がこれを行う」を準用する。
- 2 . 外国人専門医が自国に帰国した場合、その後の生涯教育義務について特別の免除処置は与えない。クレジットについてはいろいろな救済処置があるからである。